

鎌倉市出資法人等の情報公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定に基づき、鎌倉市に関わる出資法人等の情報の公開を推進するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「出資等」とは、鎌倉市が資本金、基本財産その他これらに準ずるものを出資し、又は補助金の交付その他の財政支援を行うことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(出資法人等の指定基準)

第3条 条例第30条第1項に規定する出資法人等の指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 前々年度の資本金、基本財産その他これらに準ずるものの総額に対する鎌倉市の出資又は前々年度の決算額に対する補助金の交付その他の鎌倉市の財政支援の額の比率が50%以上である法人のうち市長が認めるもの

(2) その他前号に準ずると市長が認める法人

(出資法人等の情報公開)

第4条 条例第30条第1項に規定する出資法人等の文書、図面及び電磁的記録（以下「文書等」という。）の公開の申出、方法等の手続その他必要な事項を定めた規程は、出資法人等情報公開モデル規程（別紙）に準拠したものとする。

2 出資法人等は、自ら積極的な情報の提供に努めるものとする。

(出資法人等への協力・指導等)

第5条 出資法人等の情報公開を推進するために必要な協力及び適切な指導は、当該出資法人等を所管する課等の長（以下「所管課長等」という。）が行うものとする。

2 所管課長等は、出資法人等が行った公開の申出に対する決定について申出人から異議の申出があったことにより、出資法人等から協力を求められたときは、情報公開主管課長と協議のうえ、必要な助言その他の協力をするものとする。

3 情報公開主管課長は、所管課長等から前項の規定による協議があった場合において必要があると認めたときは、鎌倉市情報公開審査会の意見を聴くものとする。

4 所管課長等は、出資法人等の情報公開の推進のために必要な協力及び適切

な指導を行うため、出資法人等に対し資料の提出を求めることができる。

(運用状況の報告及び公表等)

第6条 市長は、毎年、出資法人等に対し情報公開の運用状況の報告を求め、これを公表することができる。

2 前項に規定する公表は、情報公開主管課長が各所管課長等から運用状況の報告を取りまとめ、広報かまくらに登載すること等により行うものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

第1号様式

文書等公開申出書

年 月 日	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長様	
住 所	
氏 名 _____	
連絡先電話 ()	
(法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第5条の規定により、次のとおり申し出ます。	
公 開 の 方 法	1 閲覧又は視聴 2 写し等の交付
申出する文書 等 の 内 容	(文書等を特定できるように具体的に記入してください。)

(注) 各欄に必要事項を記入するとともに該当する番号を○で囲んでください。

第2号様式

文書等公開決定通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり公開します。	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開に係る文書等の内容	
公開の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 時までの間 午後 に（ ）にお越しく下さい。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(注) 文書等の閲覧等に際しては、この通知書を提示してください。

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話

第3号様式

文書等一部公開決定通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり公開します。ただし、当該文書等には公開しない部分があることをご了承ください。	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開する文書等の内容	
公開しない部分の概要及び理由	(概要) (理由) △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第 条第 項第 号該当 ※ 公開しない部分は、年 月 日以後に改めて申出してください。
公開の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 時までの間 午後 に () にお越してください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(注) ※は、公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話

第4号様式

文書等公開拒否決定通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり公開を拒否します。	
公開申出に係る 文書等の内容	
公開を拒否 する理由	△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第 条第 項第 号に該当 ※ 年 月 日以後に改めて請求してください。

(注) ※は、公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話

第5号様式

文書等存否応答拒否決定通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次のとおり存否応答を拒否します。	
公開申出に係る文書等の内容	
存否の応答を拒否する理由	△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第 条に該当 (当該文書等は、仮に存在するとしても、非公開情報第 号に該当し非公開となるものです。)

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話

第6号様式

文書等不存在決定通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、次の理由により存在 しませんので通知します。	
公開申出に係る 文書等の内容	
文書等が存在 しない理由	

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話

第7号様式

文書等公開決定等期間延長通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第10条第3項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。なお、諾否の決定を行ったときは通知します。	
公開申出に係る 公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開申出に係る 文書等の内容	
決定期間を 延長する理由	
延長した期間	

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話

第8号様式

文書等公開決定等期間特例延長通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
<p>年 月 日に公開申出のありました文書等については、△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第11条第1項の規定により、申出のあった日から起算して60日以内に文書等の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの文書等については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。</p> <p>なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。</p>	
公開申出に係る 公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開申出に係る 文書等の内容	
60日以内に文書等のすべてについて諾否の決定を行うことができない理由	
文書等の相当の部分について諾否の決定を行う 期 限	年 月 日
残りの文書等について諾否の決定を行う 期 限	年 月 日

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇〇 課
電話

第9号様式

意見書提出機会付与通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
<p>△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇では、保有している文書等についての公開をするため、△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている文書等について、△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇規程第5条の規定に基づき公開申出がありました。この文書等を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同規程第12条第 項の規定により、次のとおり通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の内容	
公開申出に係る文書等に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開申出があった日	年 月 日
当該通知の根拠及び理由	△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第12条第 項に該当
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	所在地 郵便番号 名称 電話番号 FAX

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
 電話

第10号様式

文書等公開通知書

年 月 日	
様	
△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 理事長 印	
あなたに関する情報が記録されている文書等を公開しますので、△△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇情報公開規程第12条第3項の規定により、次のとおり通知します。	
公開申出に係る 文書等の内容	
公開申出に係る 文書等に記録さ れているあなた に関する情報の 内 容	
公開決定をした 理 由	
公開を実施する日	年 月 日

問い合わせ先 △△法人鎌倉〇〇〇〇〇〇 課
電話